

道路使用許可申請書

彦 都 第 59 号
令和8年 5 月 1 日

彦根 警察署長 殿

住 所 滋賀県彦根市元町4番2号
申請者 氏 名 彦根市長 田島 一成

道 路 使 用 の 目 的	彦根市道路空間利活用社会実験の看板・標識設置のため		
場 所 又 は 区 間	彦根駅周辺（詳細は添付の「看板・標識設置箇所」を参照）		
期 間	2026 年 5 月 11 日 9 時から 2026 年 5 月 31 日 22 時まで		
方 法 又 は 形 態	詳細は添付の「位置図・看板デザイン・設置箇所」を参照		
添 付 資 料	位置図、看板デザイン、設置箇所		
現 場 責 任 者	住 所	滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市役所	
	氏 名	都市政策部 都市計画課 大原	電 話 0749-30-6124

第 241 号

道路使用許可証

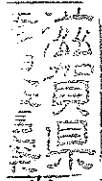
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	別紙のとおり
-----	--------

8. 5. 11 日
彦根 警察署 長 印

この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

- 備 考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 4



道 路 使 用 許 可 条 件

- 1 看板は、原則として交差点や横断歩道等の直近には設置せず、人車の見通しを妨げることがない位置に設置すること。
- 2 看板は、信号機・道路標識と類似し、これらの効用を妨げ、又はその視認性を害するものでないこと。
- 3 公安委員会にかかる信号機・道路標識には、広告物を貼付・掲示・巻き付け・立てかけ・添架等をしないこと。
- 4 建物の出入口または非常口から3 m、消防用機械置場・防火水槽・消火栓から5 m、火災報知器から1 m以上離すこと。
- 5 風雨等のため破損・落下・飛散等のないよう堅固に設置すること。
- 6 歩行者・車両等の通行妨害とならないよう取り付けること。

※ この条件に違反した場合は、許可を取り消すことがあります。

指 導 事 項

- 1 現場警察官の指示に従うこと。
- 2 道路、道路附属物を破損又は汚損しないこと。
- 3 許可期間を経過したものは、速やかに撤去すること。

許可書

滋賀県指令 東土管 第751号

新規
[006-26-02]

彦根市元町4番2号

彦根市（都市計画課）

令和8年5月1日付で申請のありました道路占用は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により、下記のとおり許可します。

この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に審査請求をすることができます。（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）

また、行政事件訴訟法に定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表するものは滋賀県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、本証を受け取った日または決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）

令和8年(2026年)5月15日

滋賀県湖東土木事務所長

記

1. 占用場所 (1) 路線名 一般県道彦根港彦根停車場線ほか
 (2) 地 先 彦根市元町ほか
2. 占用目的 彦根市道路空間利活用社会実験の看板・標識設置のため
3. 占用物件および数量
 立看板・交通標識 36基
4. 占用料金 滋賀県道路占用料徴収条例 第 4 条により 免除 とする。
5. 占用期間 令和8年5月15日 から 令和8年5月31日 まで
6. 占用許可条 (1) 一般条件、特記条件は、別紙のとおりとする。
 (2) 工事期間は、令和8年5月15日から令和8年5月31日までとする。

占 用 許 可 条 件

■一般条件

- 1 占用物件の目的、占用物件の構造、数量、期間、工事実施方法等に変更が生じるときは、事前に変更許可申請をし、許可を受けること。
- 2 占用権を他人に譲渡し、もしくは貸借または担保に供してはならない。
- 3 相続による占用を継承した相続人は、相続の日から14日以内に届け出ること。
- 4 占用期間満了後も引き続き占用しようとするときは、30日前に占用（継続）許可申請の手続きをすること。
- 5 占用期間の満了、または占用を廃止するときは、道路占用廃止届（様式第3号）を提出すること。
- 6 道路管理上必要のあるときは、本許可を取り消し、または変更を命じ、許可を受けた者の負担において原状に復旧させることがある。
- 7 この許可にかかる行為に起因して、道路その他の施設に損傷を与えた場合、もしくは第三者に損害を与えた場合には、すみやかに届け出るとともに、これの解決と損害賠償はすべて占用者にて行うこと。
なお、道路その他の施設に異常を発見したときは、この許可にかかる行為に起因しない場合であっても、直ちに届け出ること。
- 8 道路法施行令12条第2項第3号により、地下埋設物件の名称等の明示をすること。
- 9 その他、本占用ならびに工事中において本職および所轄警察署長から指示されたときは、その指示に従うこと。
- 10 今後、当該箇所の道路に関する工事において、本占用物件が支障となる場合は、道路法の規定により申請人において無償で移転または撤去すること。

■特記条件

- ・ 占用者において、通行の支障とならないよう、適正な維持管理に努めること。
- ・ 風圧等により転倒または飛散しないよう頑丈に設置・固定すること。
- ・ 道路標識等が隠れないよう設置すること。
- ・ 道路交通法第77条による所轄警察署長から道路使用許可を受けること。
- ・ 道路付属物に固定する際には、損傷がないよう対策すること。
- ・ 歩道に設置する場合には、歩車道境界ブロックの内側に設置すること。
- ・ 規制標識および信号機には設置しないこと
- ・ 通行規制に関する関係機関への周知は申請者から行うこと
- ・ 行事終了後は、速やかに撤去すること。

彦 交 発 第 30058 号
令和8年(2026年)5月13日

湖東土木事務所長 殿

彦 根 警 察 署 長
(公 印 省 略)

道路法第32条第5項の規定による協議の回答書

道路法第32条第5項の規定による令和8年5月11日付け 滋東土管 第 751 号
の協議については、次のとおり回答します。

記

本件占用物件にかかる工事（作業）は了承しますが、作業に際しての注意事項として申請者に下記のことについて指導してください。

- 1 設置物は、風等により飛散、倒壊することのないように確実に固定し、適宜点検を実施すること。
- 2 公安委員会設置の信号機、道路標識等の視認性が阻害されない場所に設置すること。
- 3 設置物は、通行車両・歩行者等の通行に支障がない場所に、夜間の視認性に配慮したものを設置することとし、公安委員会設置の道路標識に設置しないこと。
- 4 設置・撤去作業に伴う通行制限は、必要最小限とすること。
- 5 設置・撤去作業の時間は午前9時から午後5時までの間とし、交通の円滑と歩行者の安全に配慮して作業を行うこと。
- 6 申請者に詳細な通行規制図を添付して道路交通法第77条第1項に示す道路使用許可の申請（本回答書写しを添付）をするよう指導すること。
- 7 歩行者、自転車の通行路は原則幅員1.5m以上、やむを得ない場合であっても0.75m以上確保すること。
- 8 設置物への衝突を防止するための安全対策を講じること。
- 9 作業で歩道を規制する場合は、誘導員を配置し、仮歩道を設置する等、歩行者等の安全を確保すること。
- 10 土曜、休日は、道路の交通事情に応じて工事を自粛すること。